

- これまでの様々な不祥事案を踏まえ、学校法人の役員等の職務の公正を確保するとともに、これに対する社会一般の信頼を得るために、他の公益法人制度における取扱いに合わせて、刑事罰を新設すべきではないか。

① 特別背任罪

役員及び評議員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は学校法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該法人に財産上の損害を加えた場合に罰則を設けることとする。

- 学校法人の財産は高度に公共性を有する学校教育事業に充てられるものであることに鑑みると、その財産を保護する必要性の程度は、他の法人（一般社団・財団法人や社会福祉法人）と同等若しくはそれ以上であると考えられる。従って、刑法上の背任罪の規定のみでは不十分であり、私学法上に特別背任に係る規定を設けることが必要ではないか。

目的

学校法人の財産の保護

考えられる 対象

- ① 理事、監事、又は評議員（一時理事、監事又は評議員の職務を行うべき者を含む）
- ② 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者
※ 清算人の解散法人に対する行為も同様に処罰の対象とする。

<参考> 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（背任）

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 背任罪が成立するためには、(1) 法定の役職者であること、(2) 任務違背行為（誠実な事務処理者としてなすべきものと法的に期待されるところに反する行為、具体的には回収の見込みなく貸付を行う不良貸付、粉飾決算、不当な債務保証等）があること、(3) 図利加害目的（「自己若しくは第三者の利益を図る目的」または「本人（＝法人）に損害を加える目的」）があること、(4) 財産上の損害があることが必要。
- 例えば、学校法人の理事が回収の見込みがないことをわかっていながら、無担保で貸し付けを行う行為は、回収見込みがなく無担保の貸付である以上、貸付を行った時点で学校法人の財産が減少したと解釈され、特別背任罪に該当することが考えられる。

私立学校法における刑事罰の在り方について②

② 理事等の贈収賄罪

役員、評議員及び会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をした場合に罰則を設ける。

- 学校法人の役員、評議員及び会計監査人が財産上の利益と引き換えに、その権限を不正に行使し、特定の者に対する便宜を図った場合、当該学校法人に対する社会一般の信頼は失われることとなり、その影響は著しく広汎かつ深刻であると考えられる。
- 刑法上、贈収賄罪は公務員（みなし公務員を含む）にのみ適用されるが、他の法人でも一定の役職員については「不正の請託」・「財産上の利益」の要件を加重して贈収賄罪が導入されているところ、学校法人の公共性に鑑みると、学校法人に対する社会一般の信頼保持の必要性は相当に高く、他の法人と同様に、私学法上に贈収賄に係る規定を設けることが必要ではないか。

目的 理事等の職務の公正さの保護及び学校法人に対する社会一般の信頼保持

- 考えられる対象**
- ①理事、監事、又は評議員（一時理事、監事又は評議員の職務を行うべき者を含む）
 - ②民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者
 - ③清算人及び仮処分命令により清算人の職務を代行する者
 - ④会計監査人（一時会計監査人の職務を行うべき者を含む）

<参考> 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

（第三者供賄）

第百九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（加重収賄及び事後収賄）

第百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

- 例えば、学校法人の理事長が、役員人事において特定の者を理事にすることを約束し、特定の企業等から現金の供与を受ける事例は収賄罪に該当する可能性がある。また、理事長等が特定の者を役員にするために、選任権を持つ者に対し、現金を供与する行為は贈賄罪に該当する可能性がある。

③ 目的の範囲外の投機的取引に関する罪

役員及び評議員が、その権限を濫用し、学校法人の目的の範囲外において、投機取引のために学校法人の財産を処分した場合に罰則を設けることとする。

- 役員及び評議員がその権限を濫用することにより、法人の目的の範囲外において財産の処分がなされ、高度に公共性を有する学校教育活動事業に充てられる財産に損害が与えられることを抑止する必要性があることから、他の法人と同様に、私学法上に目的の範囲外の投機的取引に係る規定を設けることが必要ではないか。

目的 学校法人の財産の保護

考えられる対象 ①理事、監事、又は評議員（一時理事、監事又は評議員の職務を行うべき者を含む）
②民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者

- 投機取引とは、広義では相場の変動によって生じる差額を利得しようとする取引のことを指す。
- 「目的の範囲外の投機的取引」とは、株式会社について「定款所定の目的に沿う業務またはその遂行上必要な付带的業務の通常範囲内にあるとはどうい認めがたく、かえって、その範囲外の客観的に別個独立の経済活動であると判断されるべき場合」とされている（最決昭和46年12月10日）。例えば、事業規模に比して過大な額の資金をリスクの高いデリバティブ商品等に投資するような行為は、目的外の投機取引に関する罪に該当する可能性がある。

④ 不正の手段による認可の取得に関する罪

寄附行為について、偽りその他の不正の手段により、所轄庁の認可を取得した場合には、罰則を設けることとする。

- 偽りその他不正の手段により、所轄庁の認可を取得した場合には、所轄庁の認可制度の適正な運用に支障が生じる可能性があることから、公益認定法と同様に、私学法上に不正の手段による寄附行為の認可取得に係る規定を設けることが必要ではないか。

目的 所轄庁の認可制度の適正な運用及び行政庁の認可に対する社会一般の信頼保持

考えられる対象 寄附行為について不正の手段により所轄庁の認可を取得した者

- 例えば、架空の寄附や校地取得に基づいて寄附行為の認可申請を行い、認可を取得したような場合は、不正の手段による認可の取得に関する罪に該当する可能性がある。

<一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）>

① 特別背任罪

（理事等の特別背任罪）

第三百三十四条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 設立時社員
- 二 設立者
- 三 設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同条において同じ。）
- 四 理事、監事又は評議員
- 五 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者
- 六 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）又は第七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者
- 七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人
- 八 検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

- 一 清算人
- 二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者
- 三 第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

② 理事等の贈収賄罪

（理事等の贈収賄罪）

第三百三十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者
- 二 会計監査人又は第七十五条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

<一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）>

③ 目的の範囲外の投機的取引に関する罪

（法人財産の処分に関する罪）

第三百三十五条 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。
- 二 一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。

<公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）>

④ 不正の手段による認可の取得に関する罪

第六十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けた者
- 二 第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。）をした者
- 三 第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第二号又は第三号に掲げる変更（第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。）をした者